

11月9日～15日は秋季全国火災予防運動 「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

「119番の日」である11月9日から1週間、秋季全国火災予防運動が実施されます。空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりました。自分の命や財産、地域を火災から守るため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

■子どもたちが描いた防火ポスターを展示します

火災予防運動に合わせ、市内の小・中学校から防火ポスターを募ったところ222点の応募があり、西山隼平さん（泉西小5年）が岐阜県消防協会長賞を、安藤ほの美さん（駄知中2年）が岐阜県女性防火クラブ運営協議会長賞を受賞されました。

このほか、入賞作品を11月6日より巡回展示します。ぜひご覧ください。

- ▷市役所 11月6日(金)～13日(金)
- ▷セラトピア土岐 11月14日(土)～20日(金)
- ▷ウエルフェア土岐 11月21日(土)～27日(金)



西山隼平さん
(泉西小5年)の作品



安藤ほの美さん
(駄知中2年)の作品

■設置しましたか？住宅用火災警報器

平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務化されました。住宅用火災警報器は「火災の早期発見」にとっても効果的ですが、市内の設置率は71%（平成27年6月現在・一部設置含む）と、全国平均の81%に比べて低い状況です。**大切な命と財産を守るため、必ず設置しましょう。**

問 消防本部（☎0123）

戦没者などのご遺族の皆さんへ 特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日現在、恩給法の公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、第10回特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）が支給されます。

支給対象者

次の順番のうち先順位（若い番号に当てはまる方）のご遺族お一人

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などと生計を共にし、かつ、戦没者などと氏が同じである次の方
 - ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内の親族

相談・受付 次の日程で、相談・受付を行います。

地区	日時	場所
妻木・下石	11月26日(木)・27日(金) 午前9時30分～午後4時	ウエルフェア土岐
鶴里	11月30日(月) 午前9時30分～正午	鶴里公民館
曾木	11月30日(月) 午後1時30分～午後4時	曾木公民館
肥田	12月2日(水) 午前9時30分～午後4時	肥田公民館
駄知	12月3日(木) 午前9時30分～午後4時	駄知公民館

※上記以外でも、請求期限内は福祉課で随時受け付けます。

請求期限

平成30年4月2日

問 福祉課（内線164）